

第1回 鹿児島市宿泊税検討委員会

令和7年7月3日（木）15：30～16：30
ソーホーかごしまB・C会議室

鹿児島市観光戦略推進課



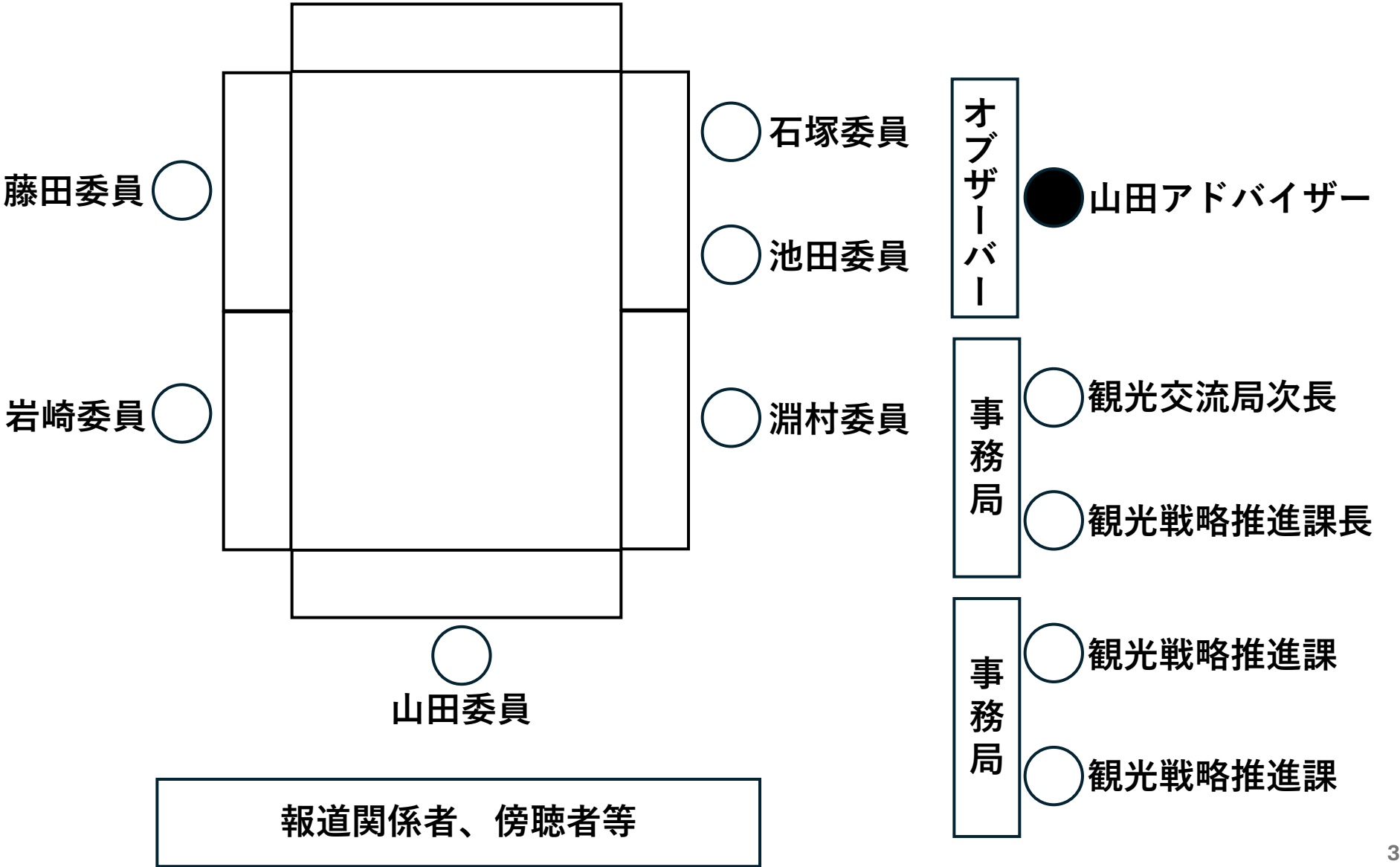
会次第

- 1 開会あいさつ（観光交流局長）
- 2 委員長及び副委員長選任
- 3 議事
 - (1) 観光振興の重要性・財源確保の必要性について
 - (2) 観光振興のための財源の検討について
- 4 その他
- 5 閉会

[目次]

会次第	P 2
座席表、委員名簿、鹿児島市宿泊税検討委員会設置要綱	P 3～5
鹿児島市が観光に注力する背景	P 7～11
世界を魅了する稼ぐ観光の実現に向けた取組	P12～17
持続可能な観光地づくりに向けた課題	P18～22
新たな観光財源の検討について	P23～32
宿泊税について	P33～36
参考資料	P37～

座席表



委員名簿

所属・役職	氏名
鹿児島大学名誉教授	石塚 孔信
鹿児島観光コンベンション協会専務理事	池田 哲也
鹿児島市ホテル旅館組合理事長	淵村 文一郎
日本旅行業協会鹿児島県支部鹿児島県地区委員会支部長	山田 聡
鹿児島商工会議所会頭	岩崎 芳太郎
九州経済研究所執行役員企画戦略部長	藤田 聖二

オブザーバー：鹿児島市観光未来戦略アドバイザー 山田 桂一郎

※敬称略

鹿児島市宿泊税検討委員会設置要綱

鹿児島市宿泊税検討委員会設置要綱

（設置）

第1条 持続可能な観光地づくりに向け、新たな観光財源として、宿泊税について多様な視点から客観的に検討するため、鹿児島市宿泊税検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- （1）宿泊税の検討に関すること。
- （2）その他市長が必要と認める事項

（組織）

第3条 委員会は、委員6人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）学識経験を有する者
- （2）関係団体等を代表する者

3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

（委員長等の職務）

第4条 委員長は、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長を務める。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が、その職務を代理する。

（会議）

第5条 会議は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。
- 3 委員長は、災害その他の事由により、副委員長、委員又は前項の委員以外の者（以下「委員等」という。）が会議の開催場所に参集することが困難であると認めるときその他相当と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法又は書面により意見を表明する方法（以下「オンラインによる方法等」という。）により会議を開くことができる。
- 4 オンラインによる方法等で会議に出席した委員等は、会議に出席したものとみなす。

（報償金）

第6条 委員（行政機関の職員を除く。）が会議に出席したときは、予算の範囲内で市長が定める報償金を支払うことができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、観光交流局観光戦略推進課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

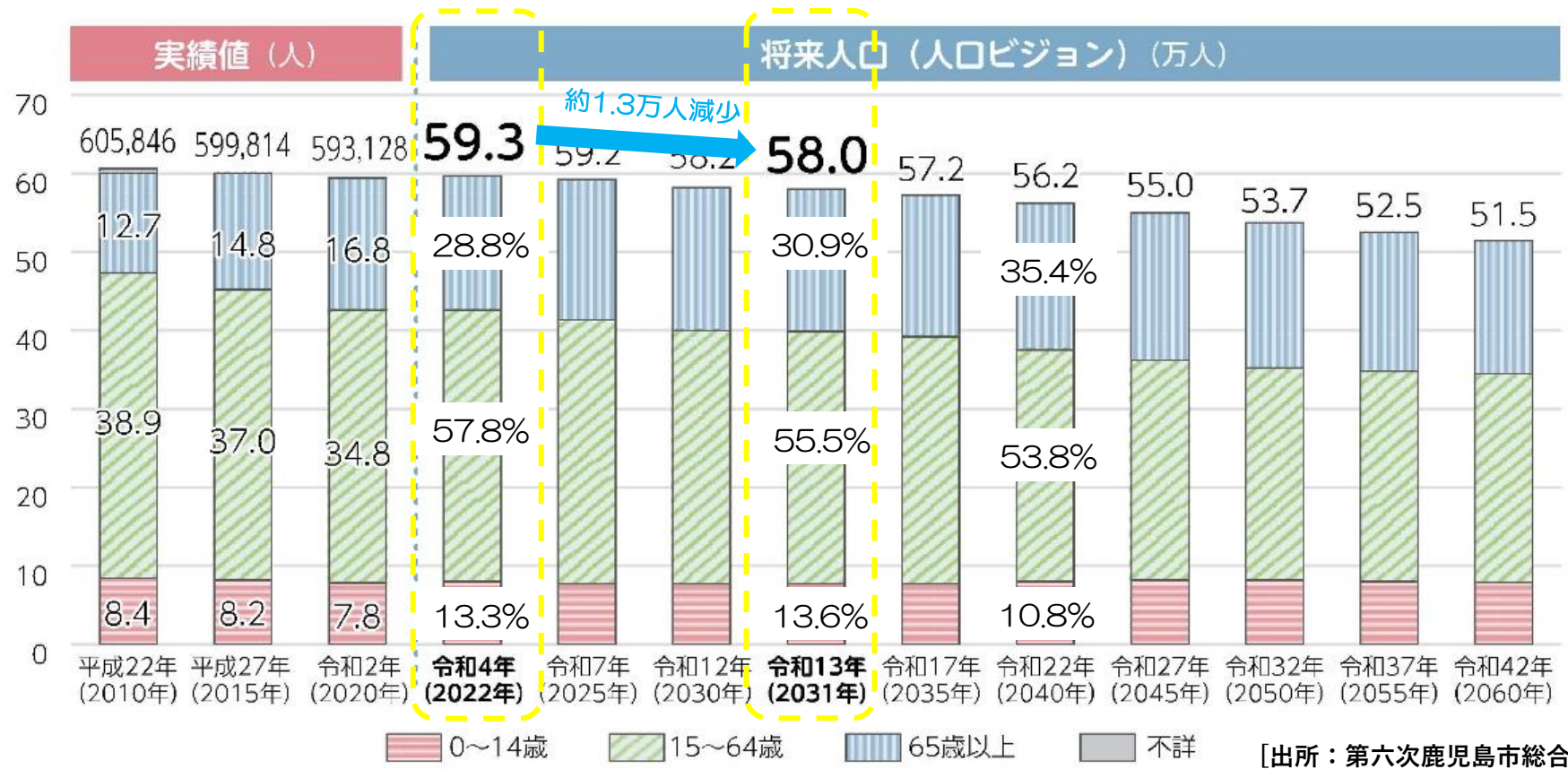
（経過措置）

2 第5条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議の招集については、観光交流局観光戦略推進課において処理する。

鹿児島市が観光に注力する背景

人口減少、少子高齢化の進行

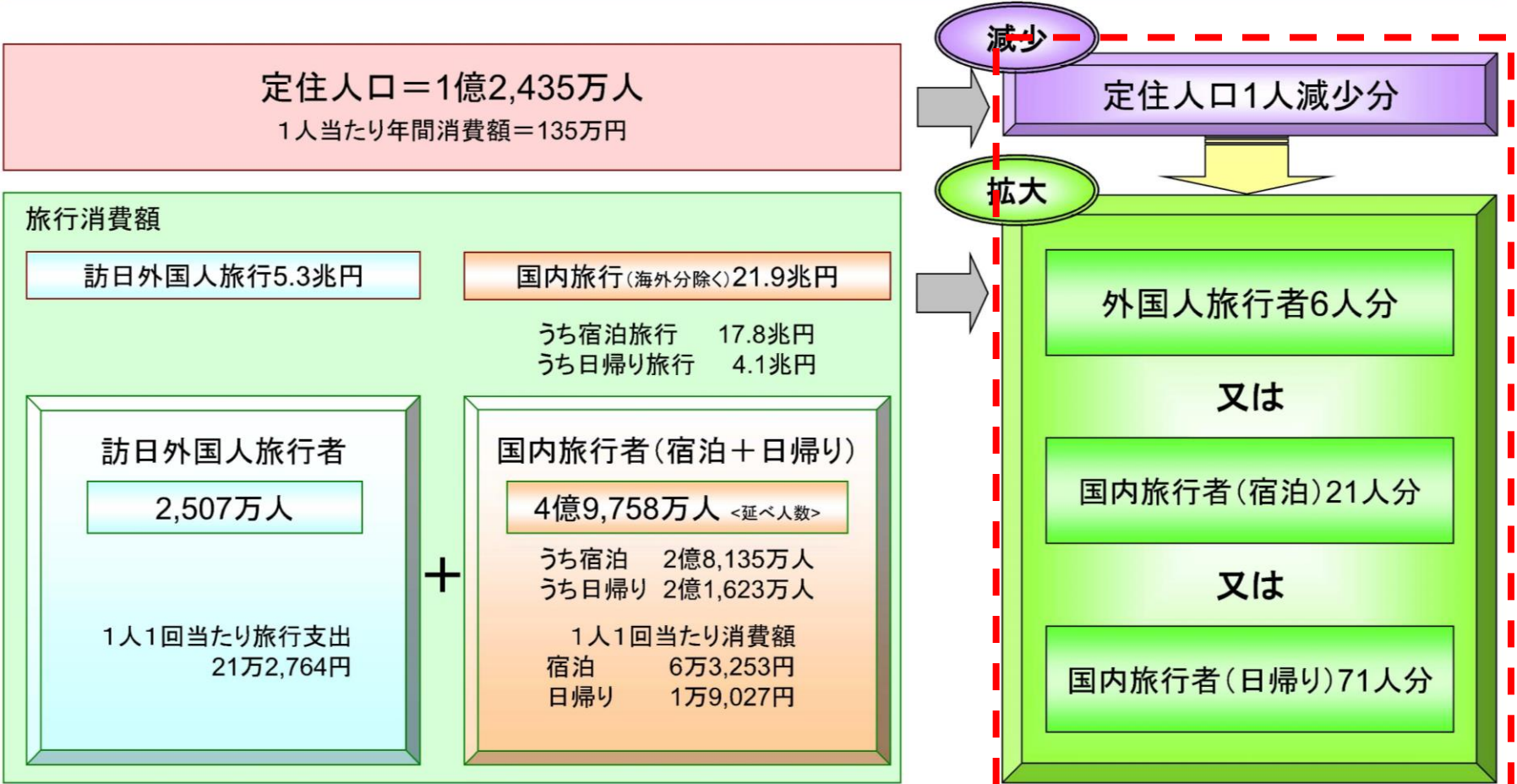
- 本市人口は、H22年：605,846人 H27年：599,814人 R2年：593,128人
- R4年からR13年の10年間で本市人口は約1.3万人（毎年約1,400人）減少する見込み
- 生産年齢人口（15～64歳）の減少傾向、老年人口（65歳以上）の増加傾向は今後も続いていく
- 人口減少や少子高齢化の影響により、定住人口の増加が見込めない中、交流人口の拡大は地域の活力維持・発展に不可欠、「観光」は成長戦略の柱、地域活性化の切り札



観光における経済効果

観光交流人口増大の経済効果(2023年)

- 定住人口1人当たりの年間消費額（135万円）は、旅行者の消費に換算すると外国人旅行者6人分、国内旅行者（宿泊）21人分、国内旅行者（日帰り）71人分にあたる。



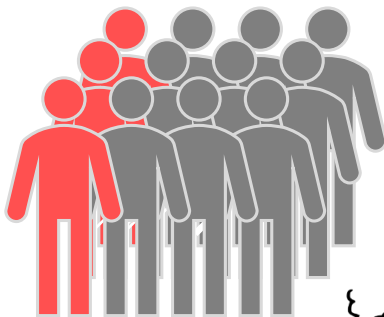
出典：観光庁「旅行・観光消費動向調査」、観光庁「訪日外国人消費動向調査」、JNTO（日本政府観光局）「訪日外客数」、総務省「家計調査」、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」にて観光庁推計

観光における経済効果（本市の場合）

観光客が市内で使った金額

1,495億円

市民の年間消費支出の
約12.5万人分（約21%）に相当



観光客の消費
や観光産業は
鹿児島市の
経済を支えて
います！

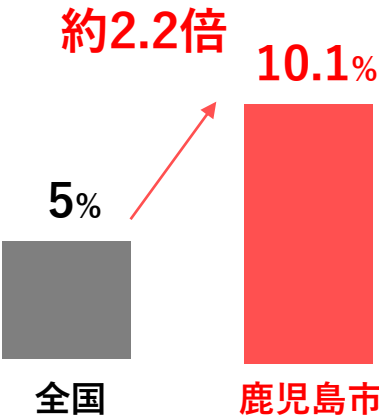
[出所]鹿児島市DMO戦略



観光が産業に占める割合

10.1%

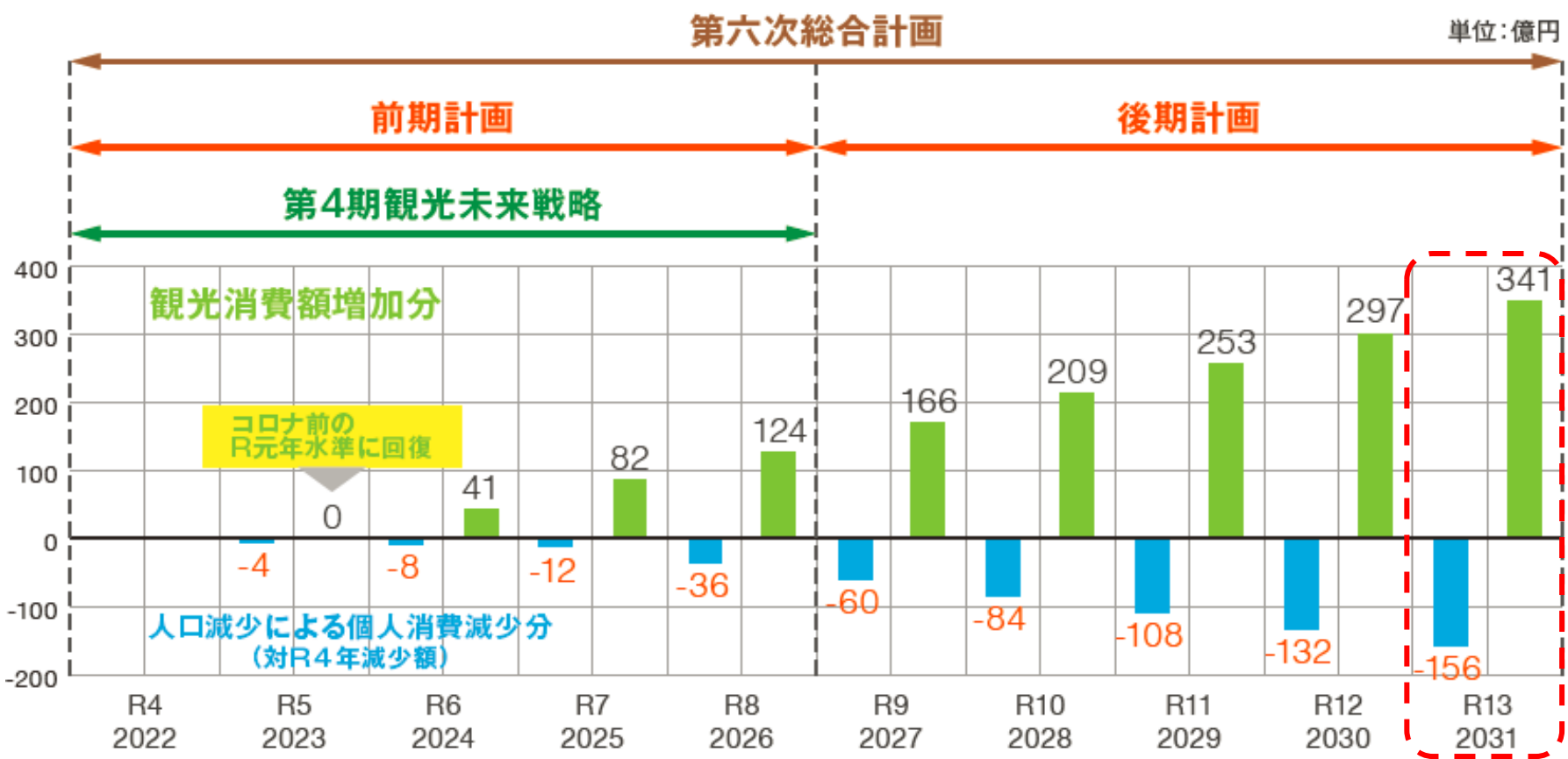
全国の割合と比較すると



[出所]鹿児島市統計書（鹿児島市）
私たちの暮らしと京都観光（京都市）

観光における経済効果

- 観光を経済成長のエンジンとし、人口減少による個人消費の減少分を上回る、観光消費額を創造していくことが重要
- この10年で、個人消費は約156億円減少する
- 本市の基幹産業である「観光」に注力し、300億円以上の観光消費額を創造



世界を魅了する稼ぐ観光の実現に向けた取組

本市の観光に関する取組

訪れる人の感動・暮らす人の幸せをつくる“稼ぐ観光”の実現
～ 世界を魅了するまち KAGOSHIMA ～



稼ぐ観光の実現のために

① 経済波及効果の最大化

経済波及効果の最大化には、
観光客数（＝「量」）に
消費単価（＝「質」）を掛け合
わせることで算出される
観光消費額を高めることや、
市内（県内）の食材等を活用し
地域経済循環を高めることが重要

②
観光客数
の増加

③
消費単価
の増加

④
地域経済循環を高める

KGI

①

経済波及効果

KPI

産業
連
関
表

②

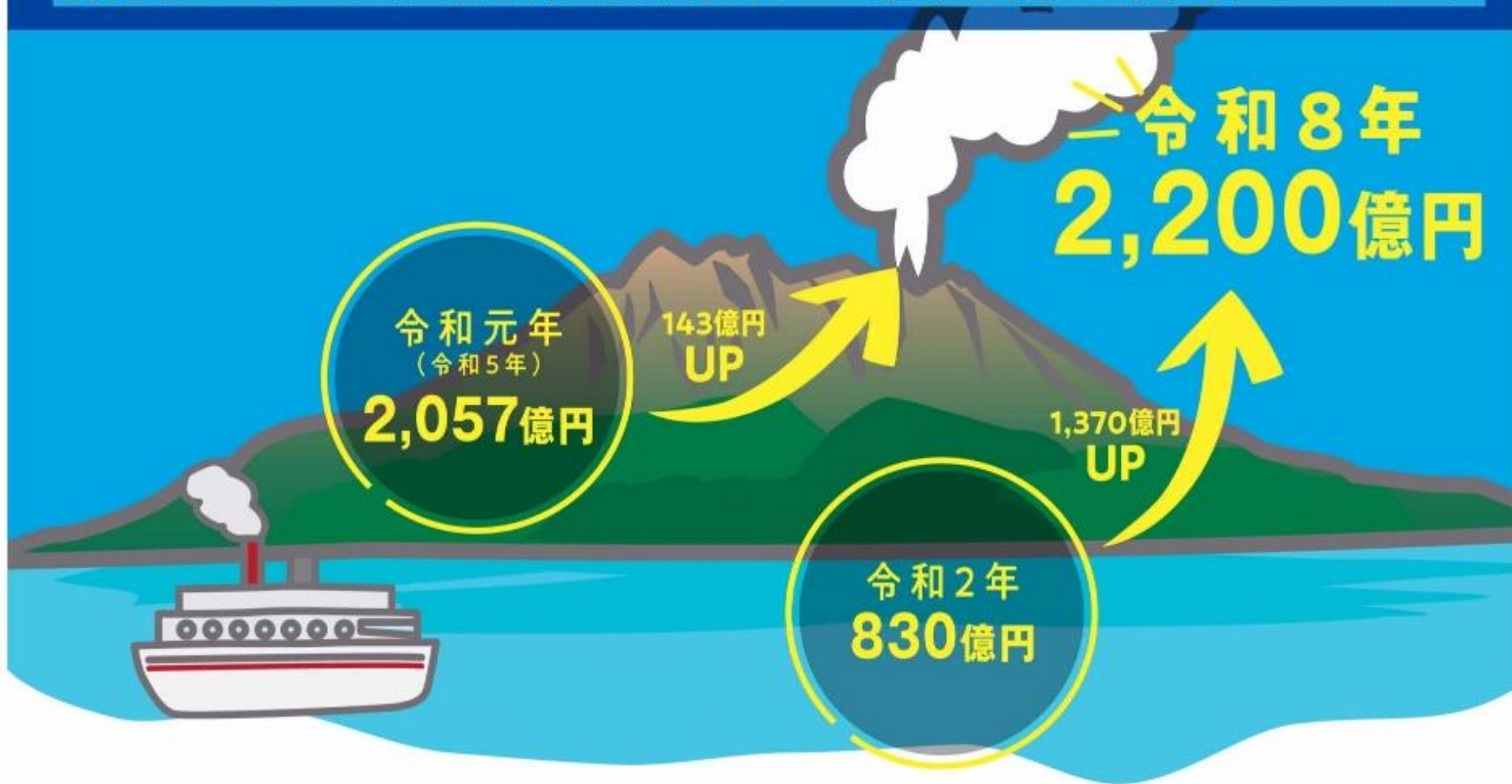
③

観光消費額＝観光客数×消費単価

④

× 域内調達率

市民一人ひとりの幸せの実現のため
観光による経済波及効果の最大化を目指します！



第 4 期鹿児島市観光未来戦略における数値目標

■ K G I (Key Goal Indicator : 最終的な目標指標)

	令和元年 (参考)	令和5年実績	令和 8 年 (目標値)	対令和 5 年比 (対令和元年比)
経済波及効果	2,057 億円	1,650 億円	2,200 億円	550億円増 (143億円増)

■ K P I (Key Performance Indicator : K G I 達成に向けたな重要指標)

		令和元年 (参考)	令和5年実績	令和 8 年 (目標値)	対令和 5 年比 (対令和元年比)
観光消費額		1,495 億円	1,193 億円	1,600 億円	407億円増 (106億円増)
宿泊観光客数		390 万人	377.9 万人	400 万人	22.1万人増 (10万人増)
	日本人	340 万人	356.2 万人	340 万人	※目標値達成
	外国人	50 万人	21.7 万人	60 万人	38.3万人増 (10万人増)
1 人 1 泊あたりの 観光消費額		28,800 円	25,000 円	31,000 円	6,000円増 (2,200円増)
	日本人	28,500 円	24,600 円	30,000 円	5,400円増 (1,500円増)
	外国人	30,700 円	30,700円(※)	33,000 円	2,300円増 (2,300円増)
再訪の意向		60.4 %	71.3 %	100 %	—
推奨の意向		51.3 %	47.7 %	100 %	—

※ 令和 5 年の外国人「1 人 1 泊あたりの観光消費額」は令和元年数値を据え置き

本市の観光に関する取組

基本戦略	基本方針	施策
1 稼ぐ体制・仕組づくり ～協働のプラットフォームの構築～	(1)組織体制の強化	①官民連携のPDCAサイクルを回す体制づくり ②登録DMOの設立
	(2)マーケティングによるニーズ把握・分析	①地域マーケティング(観光CRM)によるニーズ把握・分析 ②観光消費額調査、国・県・民間の調査の活用
	(3)マーケティング・マネジメントに精通した 高度な観光人材の育成	①マーケティング・マネジメントを担う高度な観光人材を育成する体制づくり
	(4)接続可能な観光地づくり	①観光事業の多角化・新たな財源確保の検討 ②SDGsの取組の推進
2 オンリーワンの魅力創出 ～世界を魅了する鹿児島品質の提供～	(1)キャッシュポイント(商品)づくり、 高付加価値化・差別化 (今だけ、ここだけ、あなただけ)	①世界文化遺産の活用や桜島・錦江湾ジオパークの取組の推進 ②自然、歴史、文化、食、温泉などの魅力を活用した体験型観光の推進 ③海や川を生かした回遊性向上の検討 ④観光拠点の再生・高付加価値化 ⑤効果的な広域連携の推進 ⑥誘客力のある観光イベント(夜間・早朝を含む)の創出・充実 ⑦観光施設の魅力づくり ⑧リバーサイドの活用検討
	(2)鹿児島ならではの多様なツーリズムの展開	①魅力あるスポーツコンテンツの充実 ②にぎわいの核となる施設の充実 ③グリーン・ツーリズムの推進 ④本市観光資源を生かしたニューツーリズムの推進
3 戦略的な誘客促進 ～マーケティングを駆使したプロモーション～	(1)戦略的なプロモーションの展開	①国内外からの誘客につながる効果的なプロモーションの展開 ②鹿児島ファンと連携した観光プロモーションの推進
	(2)MICEによる誘客促進	①多様なMICEの誘致・受入の推進 ②フィルムコミッションの推進
	(3)観光クルーズ船の誘致・受入	①大型クルーズ船の誘致・受入
4 ホスピタリティあふれる 受入体制の充実 ～すべての人に安心・快適な観光都市～	(1)おもてなし人材の育成	①高いスキルの観光ガイドの育成 ②市民ぐるみのおもてなしの推進
	(2)世界標準の受入・案内機能の充実	①観光案内機能の強化 ②多言語化など外国人対応の充実 ③食の多様性など各市場に応じた受入体制の充実 ④ユニバーサルツーリズムの推進 ⑤磯新駅設置の促進など二次交通の充実
	(3)新しい生活様式に対応した安心安全な 観光・観光危機管理の推進	①新型コロナウイルス感染症対策の促進 ②危機事象における観光客への対応強化 ③風評被害への対応強化
5 地域経済循環の促進 ～地消地産の促進～	(1)地域経済循環を高める	①地消地産の促進 ②観光関連事業者及び多様な関係者の所得増 ③マイクロツーリズムの促進

コア・プロジェクト

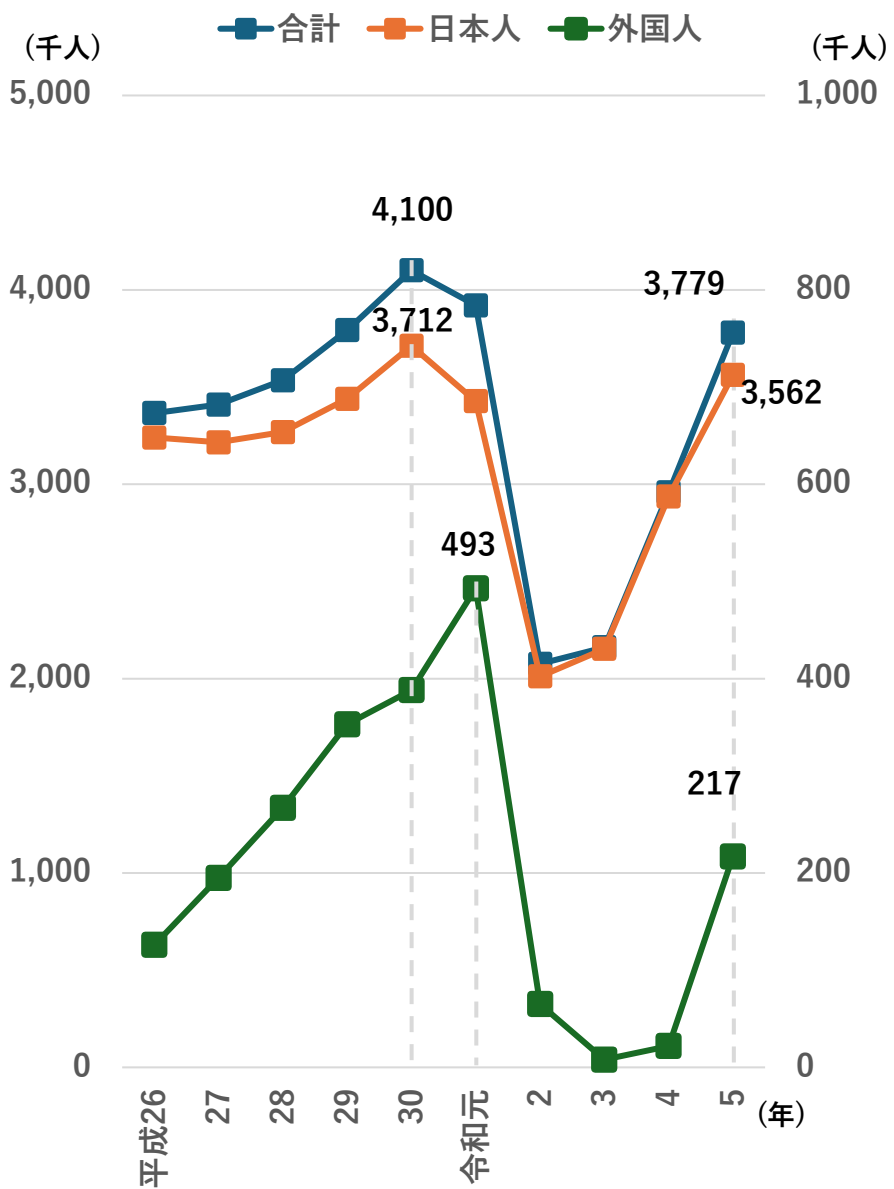
アフターコロナ・リカバリープロジェクト
～インバウンド～

①インバウンド誘客に向けた魅力づくり
②幅広い視点による誘客
③安心して観光できる受入環境の整備

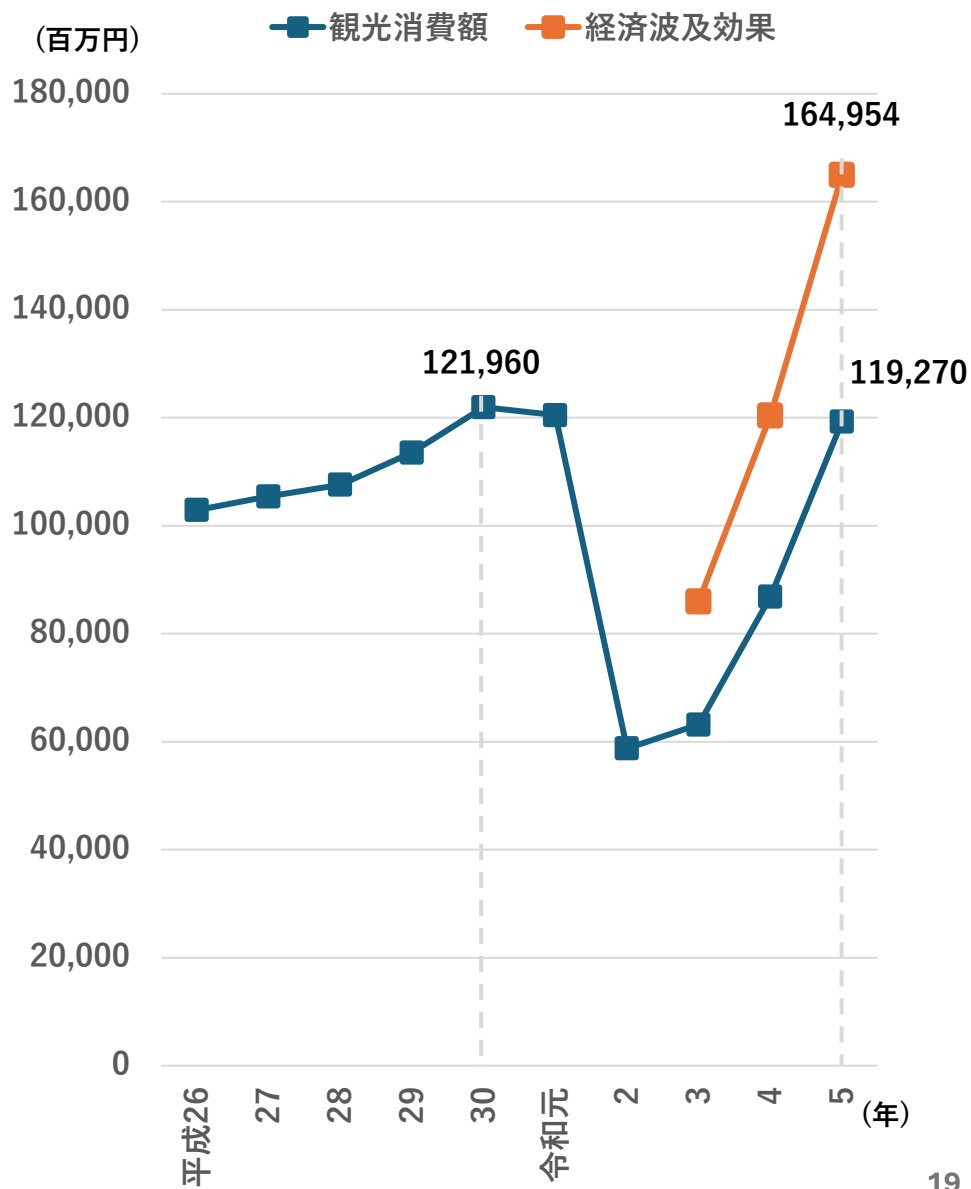
持続可能な観光地づくりに向けた課題

本市の観光動向

【宿泊観光客数】

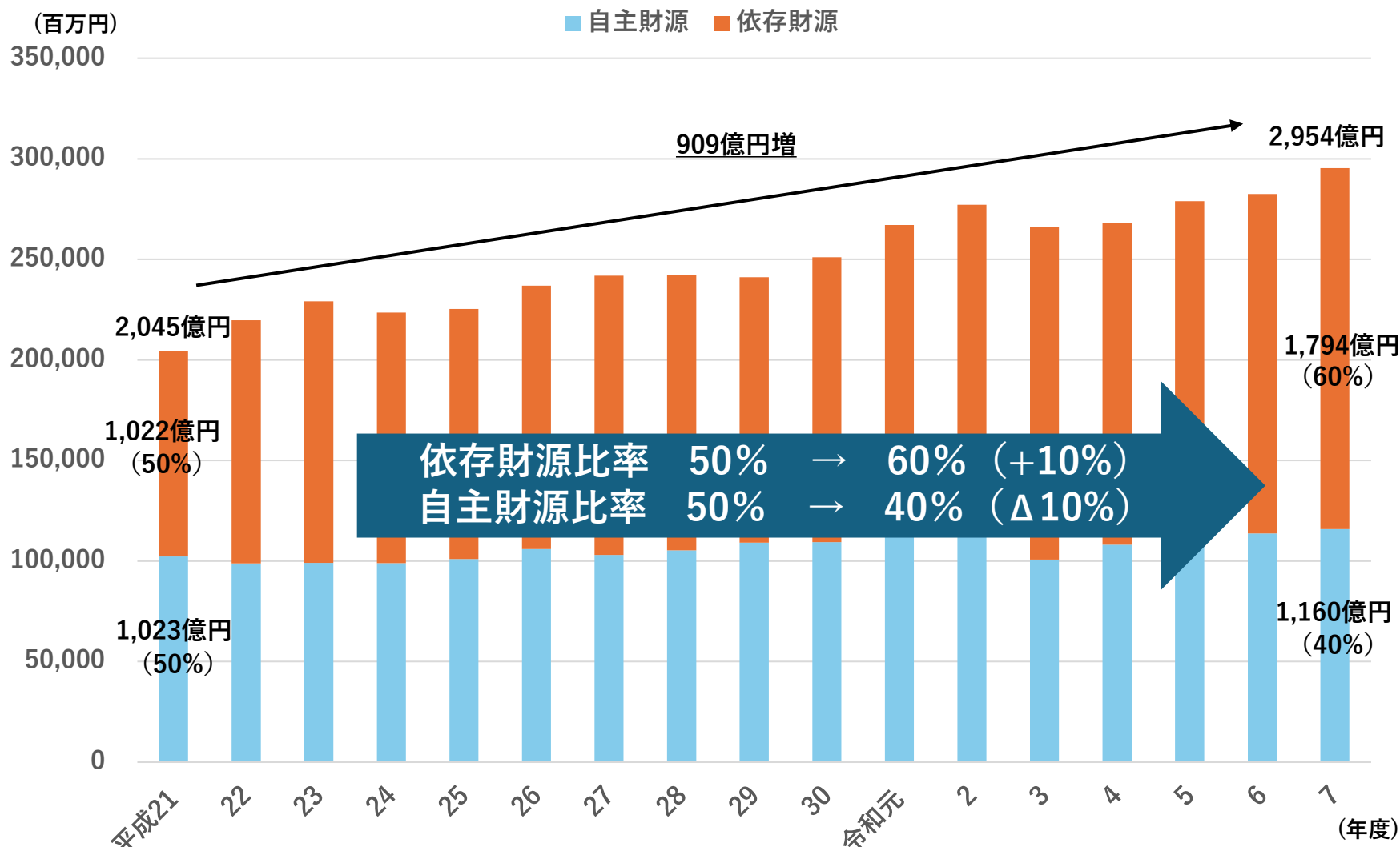


【観光消費額、経済波及効果】



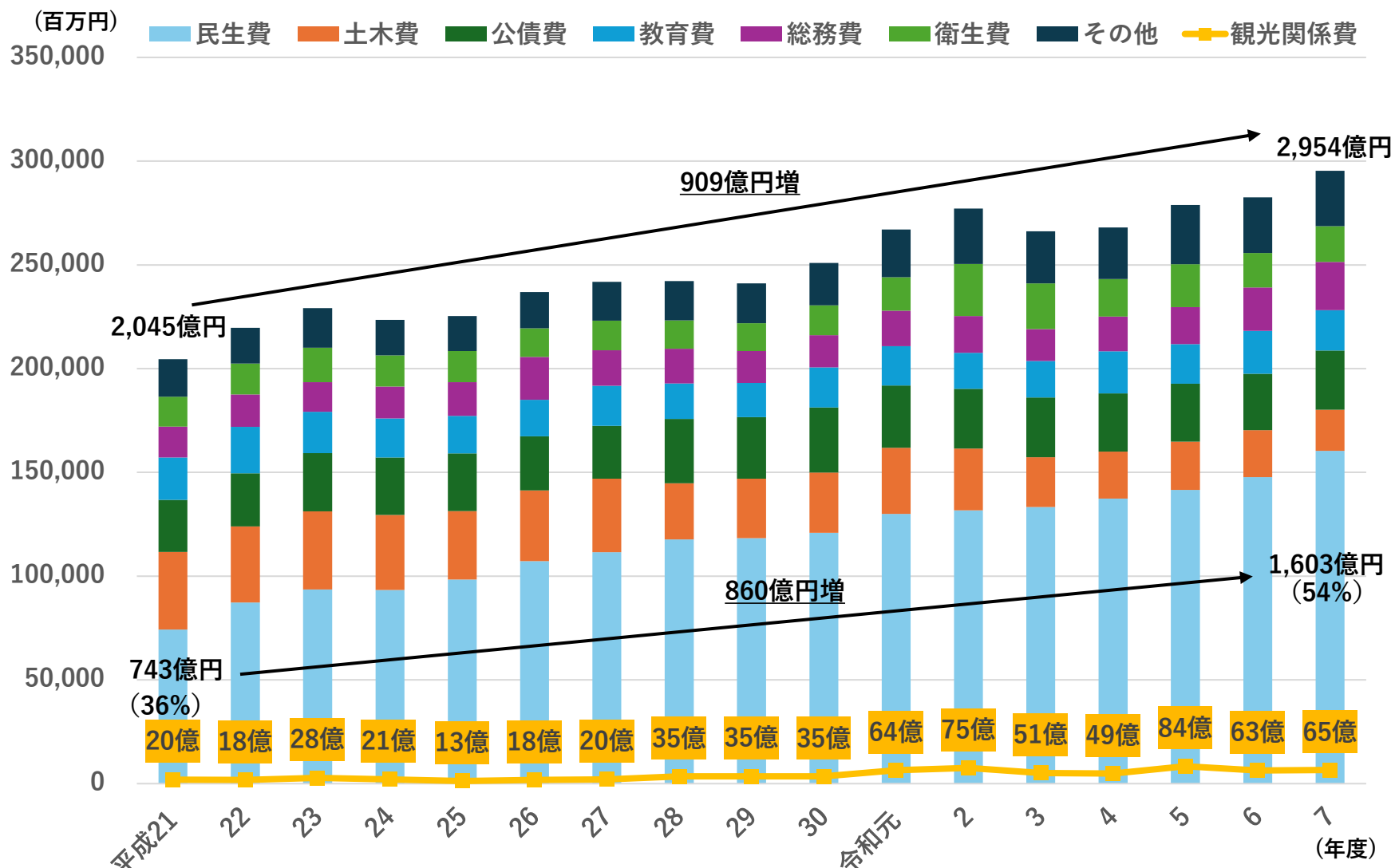
本市の財政状況（歳入） ※当初予算ベース

- H21年度から歳入額は、909億円増（自主財源137億円増、依存財源772億円増）
- 市税の増収が見込まれる一方で、自主財源比率は10%減



本市の財政状況（歳出） ※当初予算ベース

- H21年度から歳出額は、909億円増（主な理由は民生費（860億円）の増）
- 社会保障関係経費や都市基盤整備、物価高騰への対応など、本市を取り巻く喫緊の課題に対応するための施策・事業に多額の費用が見込まれていることから、厳しい財政状況が続くものと考えている



持続可能な観光地づくりに向けた課題

- 人口減少・少子高齢化等の進行により、個人消費の減少が見込まれる。
 - 観光を経済成長のエンジンとし、人口減少による個人消費の減少分を上回る、観光消費額を創造していくことが重要。
- ↓
- そのためには、本市が、今後、国内外から選ばれる観光地として持続的に発展していくこと（＝持続可能な観光地づくりを進めていくこと）が必要。
- ↓
- そのためには、魅力づくりや誘客促進、受入体制の充実など、都市の魅力を高め、更なる観光振興を図るための新たな施策等を継続的に展開していくことが必要。
- | | |
|-------------|--|
| オンリーワンの魅力創出 | <ul style="list-style-type: none">官民一体で重点的に推進するソフト事業都市の魅力向上につながるハード事業 |
| 戦略的な誘客促進 | <ul style="list-style-type: none">直接的な観光需要の喚起策 |
| 受入体制の充実 | <ul style="list-style-type: none">施設の高付加価値化や生産性向上等に取り組む事業者への支援策受入人材の育成や観光案内・二次交通の充実など受入体制の強化策 |
- ↓
- 人口減少・少子高齢化等に伴い、厳しい財政状況が続く中にある場合は、都市の魅力を高め、更なる観光振興を図るための新たな施策等を継続的に展開していくことに要する財政需要に適切に対応できない恐れが…。
- ↓

安定的かつ持続的な財源が必要、新たな観光財源の導入を検討！

新たな観光財源の検討について

観光財源となり得る地方自治体の自主財源

区分	自主財源			特定財源
一般財源	地方税	普通税 その収入の使い道を特定せず、一般経費に充てるために課される税	市町村民税 固定資産税 など	地方交付税 地方譲与税 など
		目的税 特定の目的のために課される税であり、その使い道はあらかじめ定められているもの	入湯税 事業所税 など	
特定財源	分担金・負担金、使用料、手数料、寄附金 など			国庫支出金 地方債 など

種 類	内 容
地方税	地方自治体が一般経費に充てるため収入の目的をもって住民より徴収するもの。
分担金 ・負担金	地方自治体が行う特定の事業に要する経費にあてるために、その事業により利益を受ける特定の者から利益の限度により徴収するもの。
使用料	行政財産の目的外使用又は、公の施設の利用の対価として徴収するもの。
手数料	特定の者へ提供する役務の対価として徴収するもの。
寄附金	無償で金銭の贈与を受けるもの。

自主財源の比較検討

種 類	規 模	安定性・継続性	受益と負担
地方税	対象者等の設定により 規模の確保は可能	安定的・継続的な確保 が可能	受益者を広く設定し、 負担を求めることが可 能
分担金 ・負担金	受益者を個別に特定す る必要があり、規模は 限定的	特定の事業に係るため 安定的であるが、継続 的な確保は難しい	受益者を個別に特定し、 受益の範囲内で負担を 求める必要がある
使用料	施設等利用者、役務提 供先からの徴収となる ため、規模は限定的	安定的・継続的な確保 が可能	
手数料			
寄附金	対象者等の設定により 規模の確保は可能	善意や協力に基づくた め、安定的・継続的な 確保は難しい	善意や協力によるため、 受益者が必ずしも負担 する必要はない

法定税と法定外税、普通税と目的税

- 地方税には、地方税法に定める「法定税」と条例に定める「法定外税」がある。
- その収入の使い道を特定せず、一般経費に充てるために課される「普通税」と、特定の目的のために課される税であり、その使い道はあらかじめ定められている「目的税」がある。

	普通税		目的税	
	道府県税	市町村税	道府県税	市町村税
法定税	・ 道府県民税 ・ 事業税 ・ 地方消費税 ・ 不動産取得税 ・ 道府県たばこ税 ・ ゴルフ場利用税 ・ 軽油引取税 ・ 自動車税 ・ 鉱区税	・ <u>市町村民税</u> ・ <u>固定資産税</u> ・ <u>軽自動車税</u> ・ <u>市町村たばこ税</u> ・ <u>鉱産税</u> ・ <u>特別土地保有税</u>	・ 狩猟税 ・ 水利地益税	・ <u>入湯税</u> ・ <u>事業所税</u> ・ <u>都市計画税</u> ・ 水利地益税 ・ 共同施設税 ・ 宅地開発税 ・ <u>国民健康保険税</u>
法定外税	・ 道府県法定外普通税	・ 市町村法定外普通税	・ 道府県法定外目的税	・ 市町村法定外目的税

※下線部分は、鹿児島市が課している税

[総務省ホームページを基に作成]

自治体の課税自主権とは

- 課税自主権とは、地方自治体が地方税の税目や税率設定などについて自主的に決定し、課税すること。
- 地方分権を進める観点から重要であり、順次、制度拡充が図られている。

① 税目についての課税自主権



法定外税 法定任意税

（地方税法で定められている税目（法定税）以外に、地方団体の条例によって税目を新設できる。
法定外普通税と法定外目的税の2種類がある。

② 税率設定についての課税自主権



超過課税等

（標準税率（通常よるべき税率）とされている税目について、その税率と異なる税率を、地方団体の条例によって設定できる。
一部税目には上限となる「制限税率」が法定されている。

税率の種類

（標準税率（制限税率）
一定税率
任意税率）

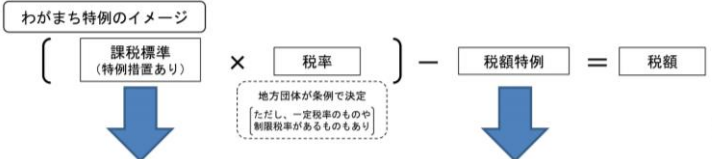
※ 地方税法第1条①V
標準税率 地方団体が課税する場合に通常よるべき税率でその財政上その他の必要があると認める場合においては、これによることを要しない税率をいい、総務大臣が地方交付税の額を定める際に基準財政収入額の算定の基礎として用いる税率とする。

③ 課税標準等についての課税自主権



地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）

（課税標準の特例措置等について、減額の程度（特例割合）・適用期間（特例期間）の具体的内容を、地方団体の条例によって設定できる。
その場合には、「参酌する特例割合（特例期間）」及び「特例割合（特例期間）の上限・下限」を設定する。



従来法律で一律に定めていた課税標準又は税額の特例割合を条例で決定できることとする。
※ただし、一定の基準（参酌基準・上限・下限）については法律で定めることとなる。

全国の法定外税の状況（令和7年4月1日現在）

- 法定外税は全国で71件（法定外普通税：23件、法定外目的税：48件）
- 実施団体数：58団体（34都道府県、24市町村）

法定外税の状況				(令和7年4月1日現在) (令和5年度決算額) (単位:億円)	
		令和5年度決算額	817億円	(地方税収額に占める割合 0.19%)	
1 法定外普通税 [542億円(23件(*1))]			2 法定外目的税 [275億円(48件(*1))]		
[都道府県]			[都道府県]		
石油価格調整税	沖縄県	10	産業廃棄物税等 (*5)	三重県、鳥取県、岡山県、広島県、青森県、岩手県、秋田県、滋賀県、奈良県、新潟県、山口県、宮城県、京都府、島根県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、鹿児島県、宮崎県、熊本県、福島県、愛知県、沖縄県、北海道、山形県、愛媛県	70
核燃料税	福井県、愛媛県、佐賀県、島根県、静岡県、鹿児島県、宮城県、新潟県、北海道、石川県	293			
核燃料等取扱税	茨城県	12			
核燃料物質等取扱税	青森県	196	宿泊税	東京都、大阪府、福岡県	86
再生可能エネルギー地域共生促進税	宮城県 (*2)	—	乗鞍環境保全税	岐阜県	0.04
計	14件	511	計	31件	157
[市区町村]			[市区町村]		
別荘等所有税	熱海市(静岡県)	5	遊漁税	富士河口湖町(山梨県)	0.1
歴史と文化の環境税	太宰府市(福岡県)	0.7	環境未来税	北九州市(福岡県)	11
使用済核燃料税 (*3)	薩摩川内市(鹿児島県)、伊方町(愛媛県)、柏崎市(新潟県)、むつ市(青森県) (*2)	17	使用済核燃料税	玄海町(佐賀県)	5
狭小住戸集合住宅税	豊島区(東京都)	3	環境協力税等 (*6)	伊是名村、伊平屋村、渡嘉敷村、座間味村(沖縄県)	0.3
空港連絡橋利用税	泉佐野市(大阪府)	4	開発事業等緑化負担税	箕面市(大阪府)	0.6
宮島訪問税	廿日市市(広島県)	2	宿泊税	京都市(京都府)、金沢市(石川県)、倶知安町(北海道)、福岡市(福岡県)、北九州市(福岡県)、長崎市(長崎県)、二セコ町(北海道) (*2)、常滑市(愛知県) (*2)	102
非居住住宅利活用促進税	京都市 (京都府) 施行時期未定 (*4)	—		熱海市(静岡県) (*2)	
計	9件 (*1)	31	札幌市、小樽市、釧路市、北見市、網走市、北海道赤井川村、宮城県、仙台市、高山市、下呂市、松江市、広島県 (*7)		
			計	17件 (*1)	118

全国の法定外税の事例

	税目	実施自治体	導入目的(使途)	納税義務者	税額	税收規模 (R5決算)
法定外普通税	歴史と文化の環境税	福岡県 太宰府市	歴史的文化遺産及び観光資源等の保全と整備を図り、環境にやさしい「歴史とみどり豊かな文化のまち」を創造するため	一時有料駐車場の利用者	駐車行為1回につき ・二輪車:50円 ・乗用車:100円 ・マイクロバス:300円 ・大型バス:500円	7千万円
	宮島訪問税	広島県 廿日市市	宮島への多くの観光客などの来訪によって発生・増幅する行政需要（財政需要）に対応するため	船舶により宮島に訪問（入域）する者	1人1回につき100円 ※1年分を一時に納付する場合は、1人1年につき500円	2億円
法定外目的税	宿泊税	東京都等 (ほか11自治体)	国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため	宿泊施設への宿泊者	1人1泊につき、宿泊料金が ①1万円以上1万5千円未満:100円 ②1万5千円以上:200円	44億円
	乗鞍環境保全税	岐阜県	乗鞍地域の環境保全に係る施策に要する費用に充てるため	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ入り込む自動車運転する者	進入1回につき ・乗車定員が30人以上 観光バス3,000円 一般乗合用バス2,000円 ・乗車定員が11～29人以下 1,500円 ・乗車定員が10人以下 300円	4百万円
	環境協力税	沖縄県 伊是名村	環境の美化、環境の保全及び観光施設の維持整備に要する費用に充てるため	旅客船、飛行機等により伊是名村へ入域する者	1回の入域につき100円	3百万円 (R4決算)

全国の超過課税の状況（令和6年4月1日現在）

超過課税の状況

ア 超過課税実施団体数（令和6年4月1日現在）

○ 都道府県

<道府県民税>

個人均等割	37団体	岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、神奈川県、富山県、石川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
所得割	1団体	神奈川県
法人均等割	35団体	岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、富山県、石川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
法人税割	46団体	静岡県を除く46都道府県
<法人事業税>	8団体	宮城県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県

○ 市町村

<市町村民税>

個人均等割	2団体	神奈川県横浜市の、兵庫県神戸市の
所得割	1団体	兵庫県豊岡市の
法人均等割	390団体	
法人税割	1,014団体	
<固定資産税>	148団体	
<軽自動車税>	14団体	
<鋳産税>	30団体	
<入湯税>	12団体	北海道釧路市、北海道釧路市、北海道伊達市、北海道室蘭市、北海道東川町、北海道札幌市、北海道洞爺湖町、三重県桑名市、大阪府箕面市、岡山県美作市、山口県長門市、大分県別府市

イ 超過課税の規模（令和5年度決算）

○ 道府県税

道府県民税	個人均等割	(37団体)	251.9億円
	所得割	(1団体)	30.2億円
	法人均等割	(35団体)	104.1億円
	法人税割	(46団体)	1,540.6億円
法人事業税			(8団体) 1,980.1億円
道府県税計			3,906.9億円

○ 市町村税

市町村民税	個人均等割	(2団体)	21.0億円
	所得割	(1団体)	0.5億円
	法人均等割	(390団体)	166.9億円
	法人税割	(1,014団体)	3,716.7億円
固定資産税			(150団体) 362.2億円
軽自動車税			(14団体) 1.6億円
鋳産税			(30団体) 6百万円
入湯税			(12団体) 4.6億円
市町村税計			4,273.5億円

超過課税合計	8,180.4億円
--------	-----------

※ 地方法人二税の占める割合：91.8%

(注)イの表中における団体数は、令和5年4月1日現在。

課税自主権を活用した自主財源の比較検討

種 類	導入事例	規模、安定性・継続性、受益と負担等
法定外税	法定外普通税	- 対象者等の設定により規模の確保は可能 安定的・継続的な確保が可能 - 目的税に比べ、受益と負担の関連性は薄い - 使途が特定されないため、特定の財政需要（観光需要）を満たすことが難しい
	- 歴史と文化の環境税 - 宮島訪問税	
	法定外目的税	- 対象者等の設定により規模の確保は可能 安定的・継続的な確保が可能 - 目的税は、受益と負担の関連性が明確である - 使途が特定されるため、特定の財政需要（観光需要）を満たすことが可能
	- 宿泊税 - 乗鞍環境保全税 - 環境協力税	
超過課税	入湯税の超過課税	- 税率の設定により規模の確保は可能（ただし、利用状況等を鑑みると、さらなる税率増は難しい） 安定的・継続的な確保が可能

観光行動に着目した課税客体の比較検討

観光行動		課税客体	課税客体の捕捉	課税客体の捕捉に係る 徴税費用
入 域	観光客等の一般的な観光行動の流れ	鹿児島市への入域行為	入域手段は多岐に亘り、捕捉が難しい	入域行為の把握が難しく、課税に莫大な費用を要する
宿 泊		宿泊施設への宿泊行為	他の客体と比べると、比較的捕捉が容易	他の客体と比べると、関連事業者数が少なく、比較的費用がかからない
交通機関利用		交通機関（市電、フェリー、バス等）の利用	市民の日常利用と旅行者の利用との区別が困難であり、捕捉が難しい	関連する事業者数が多く、課税に莫大な費用を要する
駐車場利用		有料駐車場の利用		
飲 食		飲食店等での飲食行為		
土産購入		土産品店等での土産品購入		

宿泊税について

宿泊税の導入目的（使途）

宿泊税とは、主に都市の魅力を高め、観光振興を図る施策等に要する費用に充てられ、観光客の利便性や満足度等の向上のほか、持続可能な観光地づくりに向けた財源の確保に寄与するもの。

目的税であることから、受益と負担の関係を考慮し、宿泊者（観光客等）の利益・満足度の向上を図るという観点から、観光未来戦略に基づく、新規・拡充事業を中心に、優先度の高い取組に充当することが望ましい。

宿泊税の導入



導入自治体における導入目的（使途）

自治体名	導入目的（使途）
東京都	国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため
大阪府	大阪が世界有数の国際都市として発展していくことを目指し、都市の魅力を高めるとともに観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため
京都市	国際文化観光都市としての魅力を高め、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため
金沢市	金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため
倶知安町	世界に誇れるリゾート地として発展していくことを目指し、地域の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため
福岡県	福岡県の観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため
福岡市	福岡市観光振興条例に規定する観光産業の振興、受入環境の整備、観光資源の魅力の増進等、MICEの振興や持続可能な観光の振興に要する費用に充てるため
北九州市	北九州市の観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため
長崎市	都市の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため
ニセコ町	ニセコ町の優れた景観と環境を保全し、安全で心豊かに過ごすことができる癒しのリゾート地としての魅力を高めるとともに、町民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため
常滑市	受入環境の整備、観光資源の磨き上げ及び情報発信の充実により、さらなる来訪者の増加を図ることで新たなサービスを提供し、まちの魅力を向上させ続ける好循環を形成する費用に充てるため
熱海市	観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実その他の地域社会の発展に寄与する持続的な観光振興を図る施策に要する費用に充てるため

オンリーワンの魅力創出

■海辺を活かした観光振興[福岡市]

志賀島・北崎地区における新たな観光コンテンツの造成や立ち寄りスポットづくりの検討を実施するもの。

■都心部のリバーフロントを活かした賑わいの創出[福岡市]

都心部の回遊性向上を図るため、春吉橋迂回路広場での光のイベントや、博多川等での体験コンテンツの実証等を行うもの。

■金沢らしい夜間景観の創出[金沢市]

歴史的建造物、橋、坂道、石垣、土塀などの景観資源をライトアップし、金沢の夜間景観の魅力を創出するとともに、回遊性の向上を図るもの。



金沢美術館
奥に久保市乙剣宮、泉鏡花記念館

誘客促進

■マグマの幸。鹿児島市宿泊キャンペーン[鹿児島市]

観光需要が落ち込むオフシーズンにおける宿泊割引クーポンの発行や、誘客プロモーションの展開など、本市独自の宿泊キャンペーンを実施するもの。



■MICE支援事業[福岡市]

都市のプレゼンス向上につながる国際会議やビジネス機会の創出につながる展示会など、質の高いMICEの誘致強化に向けた助成金等の支援内容の充実に取り組むもの。



<日本初開催の
世界観光ガイド連盟総会>

受入体制の充実

■宿泊事業者受入環境充実の支援[福岡市]

宿泊事業者による受入環境の充実や、生産性向上等に向けた取組を支援するもの。



宿泊事業者へのデジタル化支援

■観光と市民生活の調和に向けたインバウンド受入推進[福岡市]

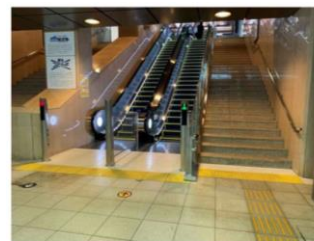
インバウンドの受入におけるマナー啓発等の強化や、まちなかや公共交通における混雑防止に向けた手ぶら観光の推進等を実施するもの。



<インバウンドへのマナー啓発>

■観光客等の移動円滑化施策の推進[福岡市]

観光・ビジネス客の利用が多い地下鉄駅において、移動円滑化やバリアフリーの充実を図るため、エスカレーター等を増設するもの。



博多駅筑紫口エスカレーター
(令和3年9月供用開始)

その他

■能登半島地震の復興に向けた緊急経済対策[金沢市]

■宿泊税の賦課徴収に係る経費

宿泊税の円滑な賦課徴収のため、国内外の来訪者に向けた広報を行うほか、宿泊事業者の特別徴収に係る経費の一部を支援する報償金を交付するもの。

■基金積立金 など



地下鉄車内広告
(全線)

参考資料

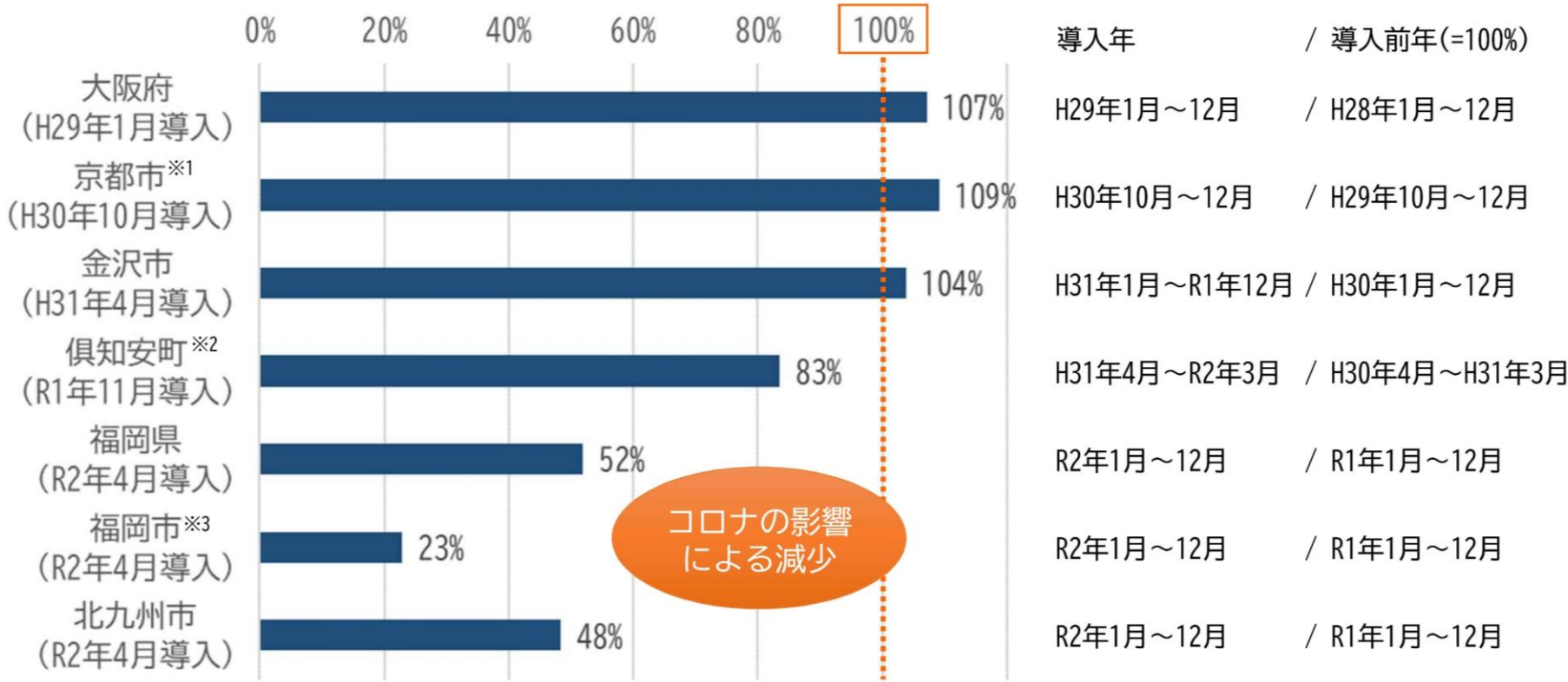
[参考①] 宿泊税導入自治体の導入後の宿泊観光客数

主なポイント

- 先行導入自治体のうち、大阪府、京都市、金沢市については、宿泊税導入後の宿泊者数は、導入前と比較して増加している。
- その他の自治体は減少しているが、コロナの影響によるものと考えられる。

宿泊者数の変化

■ 宿泊税導入前年を100%としたときの導入年における宿泊者延べ人数の比



※1：H31年の調査手法変更によりH30年以前との比較は不可なため、導入後3か月（[H29. 10～12]と[H30. 10～12]）のデータで比較
 ※2：実人数データ、および年度データ（[H30. 4～H31. 3]と[H31. 4～R2. 3]）での比較
 ※3：R2年から宿泊観光客の推計方法を変更

[参考②]宿泊税の具体的な使途① (福岡市)

令和7年度に宿泊税を活用して実施する事業
【宿泊税及び基金充当額：32億9,769万円】
※令和7年度宿泊税収(見込)：30億7,171万円

九州のゲートウェイ都市機能強化【13億6,448万円】

広域連携誘客事業【9,920万円】

欧米豪等からの誘客を図るため、海外Webメディアを活用した情報発信や国内大型イベントの機会を捉えたPR等により、西日本・九州の自治体等と連携した、西のゴールデンルート等の取組みを推進する。



新たなJAPANを開拓せよ。
＜西のゴールデンルートの推進＞

地下空間の緑化【9,894万円】

観光客の利用が多い地下鉄駅(天神・博多・福岡空港)において、印象的な緑のおもてなしを行うため、壁面等を利用した緑化を行う。



＜地下空間の緑化イメージ＞

修学旅行による都市圏周遊の推進【7,913万円】

市内に宿泊する修学旅行による周遊観光を推進するため、貸切バス代支援の拡充や情報発信を行う。

福岡型ワーケーション推進事業【6,090万円】

国内を代表するデジタルノマドの拠点都市として、世界中のデジタルノマドが集結する国際カンファレンスの開催や、海外キーパーソンの影響力を活かした情報発信等により、さらなる誘客に取り組む。

※デジタルノマド：国際的なリモートワーカー



＜国際カンファレンスの様子＞

国内を代表するMICE拠点の形成【7億5,333万円】

MICE関連施設が一体的に配置されたMICE拠点の形成を目指し、MICEの需要やトレンドを踏まえた機能強化に向けた検討等を行う。

観光案内機能の強化事業	【1,718万円】
快適な通信環境の提供	【251万円】
デジタルマーケティング回遊分析	【9,394万円】
デジタルマーケティング情報発信	【9,012万円】
高付加価値旅行の推進による誘客事業	【6,925万円】

※事業費右の金額は宿泊税及び観光振興基金の充当額。

※各項目で万円未満を四捨五入しているため、合計と合わない場合がある。

MICE都市としてのプレゼンス向上【3億4,624万円】

MICE誘致強化事業【7,720万円】

MICE支援事業【1億3,044万円】

都市のプレゼンス向上につながる国際会議やビジネス機会の創出につながる展示会など、質の高いMICEの誘致強化に向けた助成金等の支援内容の充実に取り組む。



植物園における「Fukuoka Flower Show」の開催等【8,034万円】

花をテーマとしたMICE「Fukuoka Flower Show」の開催や高質なガーデン・花装飾等を行う。



食のユニバーサル対応推進事業【2,264万円】

サステナブルツーリズム推進事業【3,563万円】

地域や市民生活と調和した持続可能な観光振興の推進【14億9,514万円】

博多旧市街プロジェクト【8,424万円】

国史跡博多遺跡整備活用事業【1,840万円】

歴史・文化に配慮した道づくり【550万円】

博多川を活用した賑わい創出や、主要駅からの誘客を促進する装飾、観光拠点の検討等を行う。

また、冷泉小跡地で発見された石積み遺構の活用等に向けた計画の検討、櫛田表参道において景観向上に向けた無電柱化工事を行う。



＜博多川を活用した賑わい創出＞

福岡城・鴻臚館における観光振興事業【9,114万円】

福岡城・鴻臚館へのさらなる集客を図るため、城郭の雰囲気を感じることのできる装飾や照明の演出を行う。



＜鴻臚館整備イメージ＞

鴻臚館整備・活用事業【6,916万円】

歴史文化の発信、観光・MICE拠点としての活用を目指し、鴻臚館東門や堀の一部の復元整備等を行う。

生の松原元寇防塁集客促進事業【547万円】

史跡元寇防塁(箱崎地区)整備活用事業【306万円】

[参考②] 宿泊税の具体的な使途② (福岡市)

海辺を活かした観光振興事業 【2億936万円】

志賀島・北崎地区において、インバウンドの滞在促進や志賀島地区での市営渡船と連携したイベント開催、北崎地区における立ち寄りスポットの整備等を行う。



<市営渡船と連携したイベント>

海辺を活かした観光振興に向けた道づくり【4,333万円】

海の中道エリアにおける自転車通行空間整備【500万円】

海づり公園を活用した北崎地区活性化事業【2,424万円】

離島魅力発信事業【503万円】

玄界島・小呂島を観光資源として磨き上げや情報発信を行い、観光を通じた持続可能な地域づくりに取り組む。

映像を通じた誘客促進事業【1,088万円】

市内での映画やドラマ撮影を誘致するための補助制度を新設し、映像を通じた魅力発信による観光誘客に取り組む。



<映画撮影時の様子>

伝統産業によるインバウンド観光消費拡大事業【1,628万円】

はかた伝統工芸館運営事業【706万円】

はかた伝統工芸館の博多旧市街エリアへの仮移転を機に、観光客をターゲットとした、伝統工芸体験機能強化を行う。

アジア美術館の魅力向上【5,620万円】

国内外からの観光客など、多様な人々の集客拡大が見込める、警固公園への施設拡充に向けた基本計画策定等に取り組む。

都心部の河川空間を活かした賑わい創出事業【5,640万円】

魅力ある水辺空間の創出事業【1,535万円】



夜の文化・エンタメ集客事業

【1億142万円】

屋台プロモーション事業

【1,497万円】

商店街地域観光連携事業

【2,757万円】

アートによる観光集客事業

【2,500万円】

文化財を活用した魅力ある観光資源の創出・発信事業

【1億1,575万円】

博物館リニューアル推進事業

【1億69万円】

宿泊事業者受入環境充実の支援【8,512万円】

宿泊業界における人材不足解消に向けて、新卒・中途に加え、留学生に特化した合同就職説明会を開催するとともに、生産性向上や高付加価値化促進に向けた宿泊事業者向け補助金の拡充等を行う。



<合同就職説明会の様子>

【令和6年度に補助金を活用して実施された取組み】



<合同就職説明会への出展・PR制作>



<パスポートリーダー導入>



<多機能カメラ&モニター設置>
※巡回業務のデジタル化

観光と市民生活の調和に向けたインバウンド受入推進【6,907万円】

インバウンドの受入におけるマナー啓発等の強化や、まちなかや公共交通における混雑防止に向けた手ぶら観光の推進等を実施。



<インバウンドへのマナー啓発>

安心安全な宿泊環境の確保【2,257万円】

健全な民泊施設を推進するため、民泊仲介サイトの監視、適切な標識の掲示推進、啓発及び相談対応を行う。

観光客等の移動円滑化施策の推進

【1,226万円】

公衆トイレ環境の向上

【1億459万円】

観光への理解促進事業

【5,248万円】

観光産業の活性化に向けた推進体制の強化

【1,481万円】

持続可能な観光振興の検討

【2,277万円】

（その他）宿泊税の賦課徴収に要する経費【9,182万円】

宿泊税の円滑な賦課徴収のため、国内外の来訪者に向けた広報を行うほか、宿泊事業者の特別徴収に係る経費の一部を支援する報償金を交付。

【宿泊税報償金】

申告納入された宿泊税額2.5%（R2～R6は最大3.5%）

1施設上限200万円

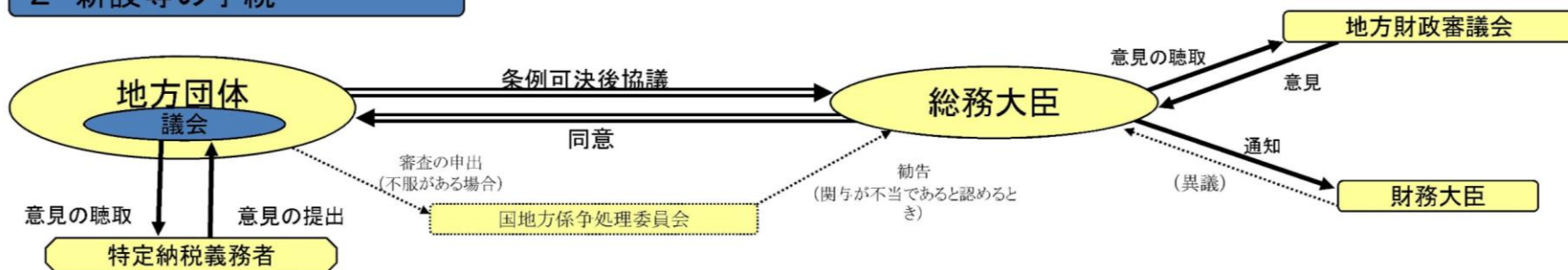
[参考③]法定外税の新設等

1 法定外税

地方団体は地方税法に定める税目（法定税）以外に、条例により税目を新設することができる。これを「法定外税」という。平成12年4月の地方分権一括法による地方税法の改正により、法定外普通税の許可制が同意を要する協議制に改められるとともに、新たに法定外目的税が創設された。

また、平成16年度税制改正により、既存の法定外税について、税率の引き下げ、廃止、課税期間の短縮を行う場合には総務大臣への協議・同意の手続が不要となったほか、特定の納税義務者に係る税収割合が高い場合には、条例制定前に議会でその納税者の意見を聴取する制度が創設された。

2 新設等の手続



次のいずれかが該当すると認める場合を除き、総務大臣はこれに同意しなければならない。（地方税法第261条、第671条、第733条）

- ① 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること
- ② 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること
- ③ 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと

[出所：総務省ホームページ]

[参考④]法定外税の新設又は変更に対する総務大臣の同意に係る処理基準

「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項等について」(抄)

(平15・11・11 総税企 第179号 各道府県 道府県税所管部長・市町村税所管部長、東京都総務・主税局長あて総務省自治税務局長通知)

第1 法定外税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準

1. 処理の基本的事項

総務大臣は、以下に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意するものとする。

- (1) 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- (2) 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- (3) (1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

2. 基本的事項に係る考慮すべき事項等

(1)から(3)までの事由については、それぞれ次のことに留意するものとする。

- (1) 「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」については、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし」とは、実質的に見て国税又は地方税と課税標準が同じである場合を含むものであり、「住民の負担が著しく過重となること」とは、住民(納税者)の担税力、住民(納税者)の受益の程度、課税を行う期間等から判断して明らかに、住民の負担が著しく過重となると認められることをいうものである。
- (2) 「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」とは、課税の目的、内容及び方法、流通の状況、流通価格に与える影響等から判断して、当該法定外税が内国関税的なものであるなど、地方団体間における物の流通に重大な障害を与えると認められることをいうものである。
- (3) 「国の経済施策に照らして適当でないこと」については、「国の経済施策」とは、経済活動に関して国の各省庁が行う施策(財政施策および租税施策を含む。)のうち、特に重要な、又は強力に推進を必要とするものをいい、「国の経済施策に照らして適当でないこと」とは、課税の目的、内容及び方法、住民(納税者)の担税力、住民(納税者)の受益の程度、課税を行う期間、税収入見込額、特定の者によって惹起される特別な財政需要に要する費用のために負担を求める税については当該税収を必要とする特別な財政需要の有無等の諸般の事情から判断して、国の経済施策に照らして適当でないと認められることをいうものである。

[参考⑤]法定外税の検討に際しての留意事項

「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項等について」(抄)

(平15・11・11 総税企 第179号 各道府県 道府県税所管部長・市町村税所管部長、東京都総務・主税局長あて総務省自治税務局長通知)

第5 法定外税の検討に際しての留意事項

2. その他

法定外税については、税に対する信頼を確保し、地方分権の推進に資するものとなるよう、その創設に当たって、税の意義を十分理解のうえ、慎重かつ十分な検討が行われることが重要であり、特に、次のことに留意すべきである。

- (1) 地方公共団体の長及び議会において、法定外税の目的、対象等からみて、税を手段とすることがふさわしいものであるか、税以外により適切な手段がないかなどについて十分な検討が行われることが望ましいものであること。
- (2) 地方公共団体の長及び議会において、その税収入を確保できる税源があること、その税収入を必要とする財政需要があること、公平・中立・簡素などの税の原則に反するものでないこと等のほか、徴収方法、課税を行う期間等について、十分な検討が行われることが望ましいものであること。
- (3) 法定外税の課税を行う期間については、社会経済情勢の変化に伴う国の経済施策の変更の可能性等にかんがみ、税源の状況、財政需要、住民(納税者)の負担等を勘案して、原則として一定の課税を行う期間を定めることが適当であること。
- (4) 法定外税の創設に係る手続の適正さを確保することに十分留意し、納税者を含む関係者への十分な事前説明を行うことが必要であること。特に、特定かつ少数の納税者に対して課税を行う場合には、納税者の理解を得よう努めることが必要であること。なお、地方税法第259条第2項、第669条第2項及び第731条第3項の規定により、都道府県又は市町村の議会において特定納税義務者から意見聴取を行う場合には、別途通知した「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に係る特定納税義務者に対する意見聴取について」(平成16年5月19日総税企第73号)を踏まえて意見聴取を実施すること。